

食品表示法について (品質に関わること)



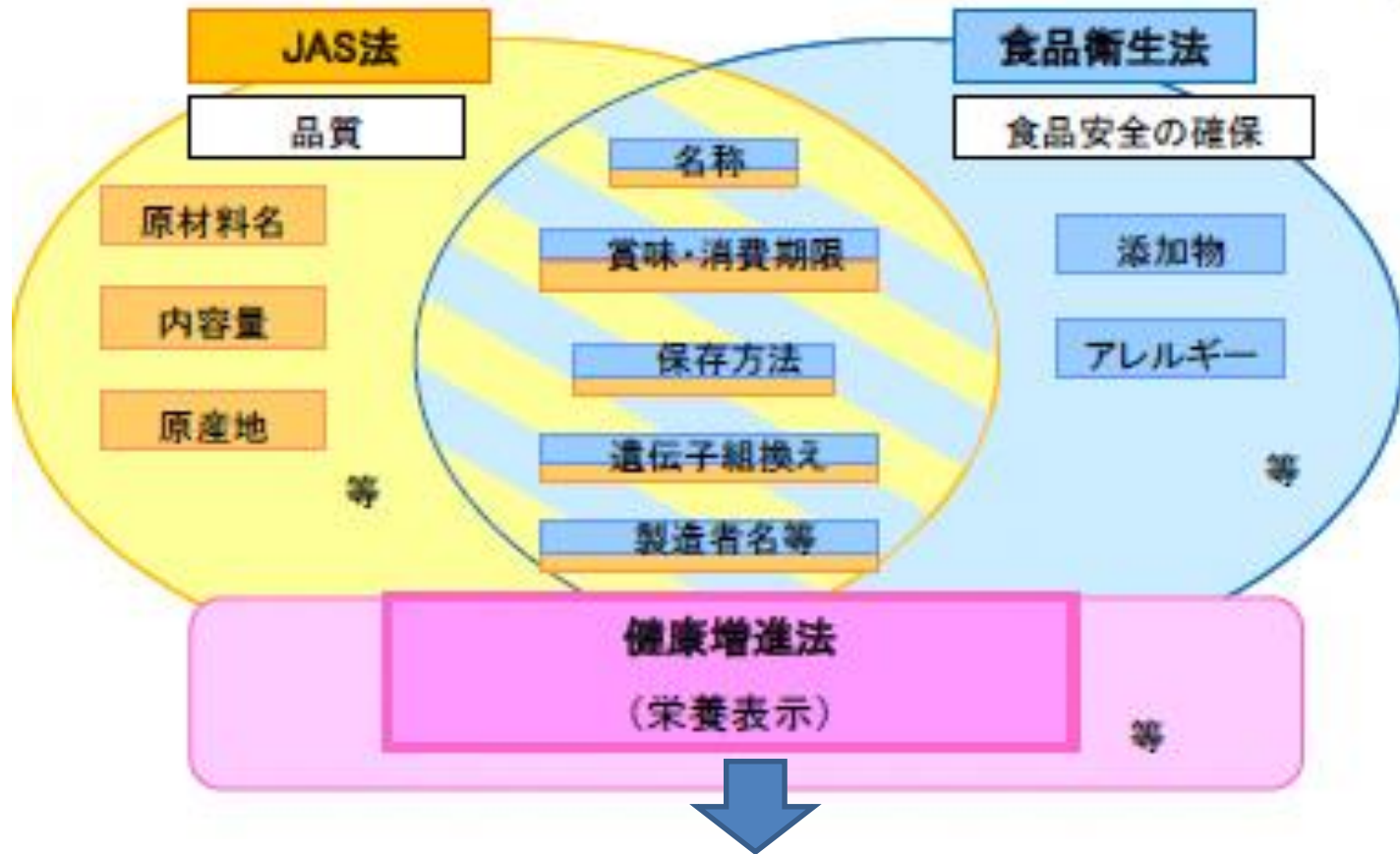
令和5年11月29日
福島県県中農林事務所

本日の内容

- 1 食品表示法の概要(品質事項)
- 2 食品表示基準の変更点
(遺伝子組換え表示制度)
- 3 表示作成の流れ
- 4 米トレーサビリティ法の概要



食品表示法とは...



食品表示法

3法の食品表示に関する部分が一元化！

食品表示法とは...

- 目的: 食品を摂取する際の**安全性**及び一般消費者の自主的かつ合理的な**食品選択の機会**を確保する。
- **食品表示基準**で**具体的な表示ルール**を規程

食品表示が必要ない場合

- 設備を設けて**その場で飲食**させる場合
レストラン、出前など
- **容器包装に入れられていない**加工食品
トレーにのせた加工食品、量り売りなど
- 特定かつ少数の者に**無償で譲渡**する場合
お菓子の新商品のモニターなど
※安全性の確保及び健康の保護・増進に必要な事項
について表示が必要

生鮮食品（農産物、水産物、畜産物）

表示義務事項

- ◆ 名称
- ◆ 原産地

※ 内容量

※ 販売者の氏名
(名称)、住所

輸入品である場合は
原産国名を表示

玄米（精米）は個別に表示
義務事項が定められて
いる

※ 計量法で定められている
ものは表示が必要
例：袋詰め（密封）された豆類

原産地の記載方法

農産物：国産品にあつては
都道府県名を記載
(市町村名、その他一般に
知られている地名も可)

水産物：国産品にあつては**水域名**
または**地域名**を記載
(水域名が困難であれば、
水揚げした港が属する
都道府県名)

畜産物：国産品にあつて「**国産**」
(主たる飼養地が属する
都道府県名等でも可能)

※一般に知られている地名とは
郡名(秩父郡)、島名(屋久島)、
一般に知られている旧国名(尾
張、土佐)、旧国名の別称(信州、
甲州)、その他一般に知られて
いる地名(房総) など

輸入品は
原産国名を
記載すること

記載例

たい刺身用

福島県産(養殖)

消費期限 2023.5.1

保存方法 4℃以下で保存

〇〇株式会社 △△店

福島県〇〇市〇〇〇

名称

きゅうり

原産地

福島県

販売者

福島 太郎
福島市△△
〇〇-□

豚ロース肉(国産)

消費期限 2023.5.1

保存方法 4℃以下で保存

〇〇食肉株式会社

福島県〇〇市〇〇〇

100g当たり(円) 135

正味量(g) 300

405

お値段(円)



表示の方法等

- 原則 **8ポイント**以上
- 表示可能面積が150cm²以下の場合
5. 5ポイント以上
- 容器包装に入れられた生鮮食品
→ 容器包装を開けずに見ることのできる
見やすい箇所に表示
- 容器包装に入れられていない生鮮食品
→ 製品に近接した場所にポップ等で表示

記載例①

令和3年7月1日から

(農産物検査法による証明を受けている場合)
(その表示の根拠資料を保管している場合)

名 称	精米		
	産地	品種	産年
原 料 玄 米	単一原料米 福島県産	コシヒカリ	令和5年産
内 容 量	10kg		
精 米 時 期 × 精 米 年 月 日	令和5年10月上旬		
販 売 者	〇〇農園 福島県福島市△△□□-▽ 024-〇〇〇-〇〇〇〇		

※単一原料米の場合は「使用割合」の欄を削除する

既存の米袋は、
・シールを貼る
・二重線で訂正する 也可

電話番号も表示

精米時期の表示方法

• 記載例

①令和5年10月1日

②05. 10. 上旬

③2023. 10. 01

④23. 10. 上旬

⑤R05. 10. 01

⑥5. 10. 上旬

⑦23. 10. 01

⑧2023. 10. 上旬

※【上旬】・・・月の1日から10日

【中旬】・・・月の11日から20日

【下旬】・・・月の21日から末日

記載例②

(農産物検査法による証明を受けている場合で、
その確認方法を表示する場合)

名 称	精米		
原 料 玄 米	産地	品種	産年
	単一原料米(農産物検査証明済) 福島県産 コシヒカリ 令和5年産		
内 容 量	10kg		
精 米 時 期	令和5年10月上旬		
販 売 者	〇〇農園 福島県福島市△△□□-▽ 024-〇〇〇-〇〇〇〇		

記載例③

(農産物検査法による証明を受けた原料玄米と証明を受けていないが根拠資料を保管している原料玄米を混合した場合その確認方法を表示する場合)

名 称	精米		
原 料 玄 米	産地	品種	産年
	単一原料米 福島県産 コシヒカリ 令和5年産 農産物検査証明による確認 種子の購入記録及び生産記録による確認		
内 容 量	10kg		
精 米 時 期	令和5年10月上旬		
販 売 者	〇〇農園 福島県福島市△△□□-▽ 024-〇〇〇-〇〇〇〇		

記載例④※玄米

(単一原料米以外の原料玄米の表示)

名 称	<u>玄米</u>			
	産地	品種	産年	<u>使用割合</u>
原 料 玄 米	<u>複数原料米</u> <u>国内産</u>			<u>10割</u>
内 容 量	30kg			
調 製 時 期	令和5年10月上旬			
販 売 者	(株)〇〇米穀 福島県福島市△△□□-▽ 024-〇〇〇-〇〇〇〇			

記載例⑤

(原料玄米が国内産のみで根拠資料を保管している場合)

名 称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米 国内産			10割
	[○○県 ○○県]		[令和5年産 令和5年産]	[6割 4割]
内 容 量	30kg			
精 米 時 期	令和5年10月上旬			
販 売 者	○○農園 福島県福島市△△□□-▽ 024-○○○-○○○○			

記載例⑥

(産地、品種又は産年が異なる、産地、品種及び産年の根拠資料を保管していない原料玄米2割と、農産物検査法による証明を受けた原料玄米を8割使用した場合で、その確認方法を表示する場合)

名 称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産 [福島県 ひとめぼれ 令和5年産 農産物検査証明による]			10割 8割
内 容 量	10 kg			
精米時期	令和5年10月上旬			
販 売 者	(株)〇〇米穀 福島県福島市△△■●-□ 024-〇〇〇-▼▼▼▼			

主な表示禁止事項

- 表示内容と矛盾する用語
- 「**新米**」の用語
 - ①農産物検査法に基づく証明を受け
 - ②12月31日までに包装されたものは表示可能

加工食品 表示義務事項



- ◆ 名称
- ◆ 原材料名(原料原産地名)
- ◆ 添加物
- ◆ 内容量
- ◆ 賞味(消費)期限
- ◆ 保存方法
- ◆ 製造者
(加工者、販売者)
- ◆ その他
原産国名(輸入品の場合)

一部の加工食品にのみ義務付けられていた原材料の産地表示がすべての加工食品に拡大
※外食、容器包装に入れず販売する場合、作ったその場で販売する場合、輸入品を除く

名称について

- 加工食品の内容を表す**一般的な名称**を表示。
(× 商品名)
- 食品表示基準別表第4において、**別途名称の表示方法が定められている食品はそれに従って表示**。
例) 農産物缶詰及び農産物瓶詰、トマト加工品、
農産物漬物、ジャム類 など
- 食品表示基準別表第5で定められた食品の名称は、**その加工食品以外には使用不可**。
例) トマト加工品、みそ、しょうゆ、食酢 など

原材料名について

- ・使用した原材料を、原材料に占める**重量割合の高い順に、最も一般的な名称**で表示。

複合原材料とは？

ココア調製品、加糖卵黄、もち米粉調製品 など
2種類以上の原材料からなる原材料 のこと

※使用する場合は、その複合原材料の後ろに括弧書きでその原材料を表示。

複合原材料の原材料を省略できる場合や構成する原材料を分割して表示できる場合あり。

例) マヨネーズを仕入れて使用した場合

- ・ **原材料** 食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖
- ・ 香辛料、食塩、砂糖はマヨネーズにおける割合が5%未満

1 基本の書き方

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ(食用植物油脂、卵黄(卵を含む)、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖)、□□、××
------	--

2 複合原材料の原材料の一部の表示を省略する場合

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ(食用植物油脂、卵黄(卵を含む)、醸造酢、その他)、□□、××
------	--

※複合原材料の原材料が**3種類以上**ある場合に、
複合原材料の原材料の重量割合順が**3位以下**で、かつ、
当該重量割合が**5%未満**の原材料を「**その他**」と表示できる

3 複合原材料の原材料の全部の表示を省略する場合

原材料名	〇〇、△△、□□、××、……、マヨネーズ(卵を含む)
------	----------------------------

※①製品に占める複合原材料の重量割合が**5%未満**の場合

②複合原材料の**名称からその原材料が明らかな**場合

①又は②の**いずれかを満たす場合**、複合原材料の原材料の表示を省略できる

複合原材料の名称から その原材料が**明らかな場合**とは？

- ① 複合原材料の名称に主要原材料が明示されている場合
例) 鶏唐揚げ、鯖味噌煮 等
- ② 複合原材料の名称に主要原材料を総称する名称が明示されている場合
例) ミートボール、魚介エキス 等
- ③ 食品表示基準別表第3、JAS規格、公正競争規約に定義されている場合
例) マヨネーズ、ロースハム 等
- ④ ①～③以外で、一般にその原材料が明らかである場合
例) かまぼこ、がんもどき、ハンバーグ 等

原産地表示について

《これまでは・・・》

■産地が表示されるもの

→ 生鮮食品に近いと認識されている加工食品

22食品群(例:乾燥果実、塩蔵魚介類など)

と個別4品目(例:農産物漬物、うなぎ加工品など)

■表示方法

→ 国別重量順表示

■商品数に占める産地が表示されている加工食品の割合

→ 全加工食品の1割程度

《令和4年4月1日から》

■産地が表示されるもの

→ 全ての加工食品の1番多い原材料

※ 「外食」「容器包装に入れずに販売する場合」「作ったその場で販売する場合」「輸入品」等は対象外

■表示方法

【原則の表示方法】

① 国別重量順表示

【新たな表示方法】

② 製造地表示

③ 又は表示

④ 大括り表示

《① 国別重量順表示 その1》

1番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、その他)、 豚脂肪、たん白加水分解物・・・



上の例のように2カ国以上の産地の豚肉を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この「**国別重量順表示**」が原則となります。

《① 国別重量順表示 その2》

【産地が1か国の場合】

豚肉(アメリカ産)

【産地が2か国の場合】

豚肉(アメリカ産、国産)

「アメリカ産、国産」と表示されていた場合、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されています。

【産地が3か国以上の場合：全て表示する場合】

豚肉(アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産)

【産地が3か国以上の場合：3か国目以降を「その他」と表示する場合】

豚肉(アメリカ産、国産、その他)

原材料の原産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は「その他」とまとめて表示できます。

《② 製造地表示 その1》

1番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地を「〇〇製造」と表示します。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉…

【表示の意味】

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。

ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

《② 製造地表示 その2》

1番多い原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合には、「〇〇製造」の代わりに、その産地を表示することができます。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート、小麦粉・・・
原料原産地名	<u>ガーナ(カカオ豆)、インドネシア(カカオ豆)</u>

【表示の意味】

チョコレートに使われたカカオ豆の産地が、「ガーナ」、「インドネシア」であることを意味しています。

カカオ豆は、「ガーナ」産の方が「インドネシア」産より多く使用されています。チョコレートがガーナやインドネシアで作られたという意味ではありません。

《③ 又は表示》

名 称 ウィンナーソーセージ

原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物・・・

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

【表示の意味】

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。

過去の使用実績等では、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

「又は表示」をした場合であって、過去の使用実績等における平均使用割合が5%未満の産地は、「アメリカ産又は国産(5%未満)」と表示されます。この場合、国産が5%未満であったことを示しています。

《④ 大括り表示》

名 称 ウィンナーソーセージ

原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物・・・

【表示の意味】

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。
国産の原材料は使用されていません。

《③＋④ 大括り表示＋又は表示》

名 称 ウィンナーソーセージ

原材料名 豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物・・・

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

【表示の意味】

国産以外に3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。

過去の使用実績等では、「国産」の方が、「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。

原料原産地の表示方法

・原材料名の後ろに表示する場合

原材料名	豚肉(国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
------	-------------------------

・原料原産地名欄を設けて表示する場合

原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名	国産(豚肉)

※地名を先に表示する。

原材料が複数ある場合は、対象原材料名を表示する。

《その他》

◎従来の個別4品目（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし）に「**おにぎり**」が加わり、**個別5品目**になりました。おにぎりに使用した「**のり**」の名称の次に括弧を付して、当該「のり」の原料となる原そうの原産地について国別重量順で表示します。

名 称	おにぎり
原材料名	ご飯（米（国産））、鮭、 のり（国産） 、食塩

◎ 22食品群と個別5品目のルールは、新たな加工食品の原料原産地表示制度の開始後も、引き続き適用されます（原則として「又は表示」等は使用できません）。

※ただし、22食品群について、原材料中、重量割合50%以上の生鮮食品がない場合でも、新たな制度に基づき、原材料に占める重量の割合がもっとも高い原材料の原産地を表示する必要があります。

遺伝子組換え表示制度



義務表示制度

義務対象※2

安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33加工食品群※3

(食品表示基準 別表第17)

対象農産物	加工食品※4
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

★ しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示をすることは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。

※2 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの

※3 組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目

※4 表示義務の対象となるのは主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)

参考:消費者庁パンフレット「知っていますか? 遺伝子組換え表示制度」

義務表示制度

表示方法

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示
<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」等

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示
<表示例>「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合※5

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

※5 大豆及びとうもろこしに限る

キーワード:「分別生産流通管理」

分別生産流通管理 (IP ハンドリング) とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

参考: 消費者庁パンフレット「知っていますか? 遺伝子組換え表示制度」

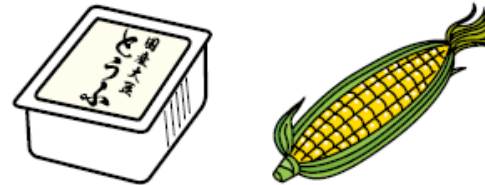
任意表示制度（令和5年4月1日施行）

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能



新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

**施行前でもこの表示は可能です。
表示の早期切替えに御協力ください。**



適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例^{※6}>
「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」
「大豆（分別生産流通管理済み）」
「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」等

※6 遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでない」
「非遺伝子組換え」
等の表示が可能

① 分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合の表示例

分別生産流通管理が行われた旨の表示例

(1) 一括表示事項欄に表示する場合

名 称	豆乳
原材料名	大豆（分別生産流通管理済み）

【その他の具体的な表示例】

- 遺伝子組換え混入防止管理済
- 遺伝子組換えの混入を防ぐため分別

(2) 一括表示事項欄外に表示する場合

名 称	豆乳
原材料名	大豆

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

- 大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。

(3) 任意表示をする場合の留意事項

- ◆ 表示の読み手の主観によって左右されるような表現
- ◆ 遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示

→消費者の正しい選択を妨げるおそれがあるため不適切

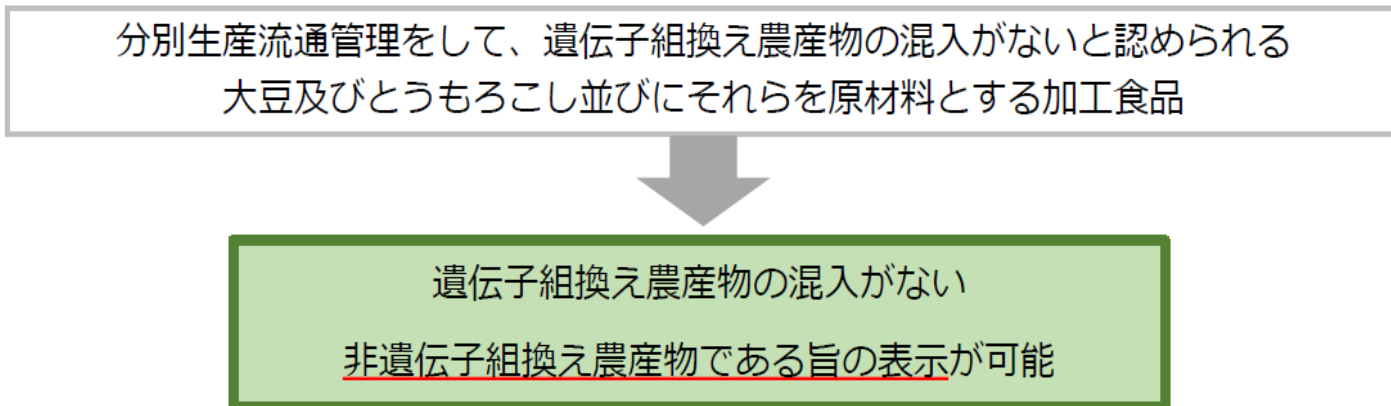
【不適切な表示例】

- 遺伝子組換えトウモロコシはほぼ含まれていません。
- 大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。
- 遺伝子組換えでないものを分別 等

(食品表示基準Q & A GM-38)

参考：令和5年2月7日消費者庁食品表示企画課資料
「遺伝子組換え表示制度について」

② 分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がない場合の表示例



【原材料名の表示例】

名 称 豆乳
原材料名 大豆（遺伝子組換えでない）

名 称 豆乳
原材料名 大豆（非遺伝子組換え）

名 称 豆乳
原材料名 大豆

原材料に使用している大豆は、非遺伝子組換えのものです。

食品表示基準別表第17に掲げる農産物以外の農産物及びこれらを原材料とする加工食品については、当該農産物に関し、遺伝子組換えでないことの表示は禁止されています。

参考：令和5年2月7日消費者庁食品表示企画課資料
「遺伝子組換え表示制度について」

② 分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法

遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法

第三者分析機関等による分析※

- 第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、任意表示の必須の条件ではありません。

※
分別生産流通管理を実施した非遺伝子組換えダイズ穀粒及びトウモロコシ穀粒に遺伝子組換え農産物の意図せざる混入があるかどうかを確認するための新たな公定検査法については、令和3年9月15日付け改正の「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）の「別添 遺伝子組換え食品表示関係」を御確認ください。

その他の方法

- 以下を証明する書類等を備えておく方法が有用ですが、行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、不適正な表示となります。
 - 生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが証明されていること
 - 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通过程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品（適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。）と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
 - 生産、流通过程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

（食品表示基準Q & A GM-40）

参考：令和5年2月7日消費者庁食品表示企画課資料
「遺伝子組換え表示制度について」

表示作成の流れ

☆例 オレンジピールとチョコのマフィン

【レシピ】〈材料〉〈使用量〉〈配合率〉

・バター	200g	(16%)
・グラニュー糖	190g	(14%)
・卵	150g	(11%)
・牛乳	180g	(13%)
・小麦粉	400g	(29%)
・ベーキングパウダー	10g	(1%未満)
・塩	5g	(1%未満)
・チョコレート	30g	(2%)
・オレンジピール	70g	(5%)
・チョコレートチップ	80g	(9%)

表示作成の流れ

- ①材料を使用量の多い順に並べる。
- ②複合原材料の材料を括弧書きで、その使用量の多い順に表示。
- ③添加物を書き出す。
- ④原材料と添加物の順番を並び替える。
- ⑤複合原材料の内容物のうち、省略できるものを省略する。
- ⑥特定原材料等を含む原材料、添加物の後ろに括弧書きで特定原材料等を表示する。
- ⑦最も重量の多い原材料の後ろに括弧書きで、その原産地を表示する。
- ⑧原材料と添加物を明確に区別する。
- ⑨基準に従い一括表示を作成する。

表示作成の流れ

①材料を使用量の多い順に並べ替える

【レシピ】〈材料〉〈使用量〉〈配合率〉

・小麦粉	400g	(29%)
・バター	200g	(16%)
・グラニュー糖	190g	(14%)
・牛乳	180g	(13%)
・卵	150g	(11%)
・チョコレートチップ	80g	(9%)
・オレンジピール	70g	(5%)
・チョコレート	30g	(2%)
・ベーキングパウダー	10g	(1%未満)
・塩	5g	(1%未満)

※商品名を原材料名として記載しないよう注意

表示作成の流れ

②複合原材料の材料を括弧書きで多い順に表示

材料
小麦粉
バター
グラニュー糖
牛乳
卵
チョコレートチップ(砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、植物油脂、脱脂粉乳／乳化剤、香料)
オレンジピール(オレンジ皮、砂糖)
チョコレート(カカオマス、砂糖、ココアバター／乳化剤、香料)
ベーキングパウダー
塩

表示作成の流れ

③ 添加物を書き出す

材料
小麦粉
バター
グラニュー糖
牛乳
卵
チョコレートチップ(砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、植物油脂、脱脂粉乳／ 乳化剤 、 香料)
オレンジピール(オレンジ皮、砂糖)
チョコレート(カカオマス、砂糖、ココアバター／ 乳化剤 、 香料)
ベーキングパウダー
塩

※重複している添加物同士は、足して1つにまとめて表示。

表示作成の流れ

④原材料と添加物をそれぞれ使用量の多い順に並び替える

材料
小麦粉
バター
グラニュー糖
牛乳
卵
チョコレートチップ(砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、植物油脂、脱脂粉乳)
オレンジピール(オレンジ皮、砂糖)
チョコレート(カカオマス、砂糖、ココアバター)
ベーキングパウダー
塩
乳化剤
香料

表示作成の流れ

⑤複数原材料の内容物のうち、省略できるものを省略する

◎複合原材料の名称からその原材料が明らかである

- 複合原材料の名称に主要原材料が明示されている。
- 複合原材料の名称に主要原材料を総称する名称が明示されている。
- JAS規格、食品表示基準、公正競争規約で定義されている。
- 一般的にその原材料名が明らかである。

YES



括弧は省略可

YES



NO



すべての原材料に対する複合原材料の重量割合が5%未満である。

NO



()は省略できない。ただし、複合原材料に占める重量割合が3位以下かつ5%未満のものについては、「その他」と表示できる。

※アレルギー物質を含む旨の表示と添加物は省略できません。

表示作成の流れ

⑤複数原材料の内容物のうち、省略できるものを省略する

材料	
小麦粉	「植物油脂」と「脱脂粉乳」を「その他」と表示
バター	
グラニュー糖	
牛乳	
卵	
チョコレートチップ (カカオマス、砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、 植物油脂 、 脱脂粉乳)	
オレンジピール(オレンジ皮 、 砂糖)	「オレンジ皮」と「砂糖」を省略
チョコレート(カカオマス 、 砂糖 、 ココアバター)	
ベーキングパウダー	
塩	「カカオマス」と「砂糖」と「ココアバター」を省略
乳化剤	
香料	

表示作成の流れ

⑥原材料と添加物に特定原材料等を含む場合、後ろに括弧書きで表示

材料
小麦粉
バター
グラニュー糖
牛乳
卵
チョコレートチップ (砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、その他(乳成分を含む))
オレンジピール
チョコレート
ベーキングパウダー
塩
乳化剤(大豆由来)
香料

表示の義務がある特定 原材料<8品目>

えび、かに、くるみ、小麦、
そば、卵、乳、
落花生(ピーナッツ)

表示が推奨されている 特定原材料に準ずる原 材料<20品目>

アーモンド、あわび、いか、
いくら、オレンジ、カシュー
ナッツ、キウイフルーツ、
牛肉、ごま、さけ、さば、大
豆、鶏肉、バナナ、豚肉、
まつたけ、もも、やまいも、
りんご、ゼラチン

表示作成の流れ

⑦最も重量の多い原材料の後ろに括弧書きで、その原産地を表示する。

材料
小麦粉(国内製造)
バター
グラニュー糖
牛乳
卵
チョコレートチップ (砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、その他(乳成分を含む))
オレンジピール
チョコレート
ベーキングパウダー
塩
乳化剤(大豆由来)
香料

※加工食品の場合、その原材料の原産地ではなく、最後に加工された加工地を原産地として記載。

表示作成の流れ

⑧原材料と添加物を明確に区別する。

※欄を分ける場合

原材料名	小麦粉(国内製造)、バター、グラニュー糖、牛乳、卵、チョコレートチップ(砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、その他(乳成分を含む))、オレンジピール、チョコレート、塩
添加物	ベーキングパウダー、乳化剤(大豆由来)、香料

※改行する場合

原材料名	小麦粉(国内製造)、バター、グラニュー糖、牛乳、卵、チョコレートチップ(砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、その他(乳成分を含む))、オレンジピール、チョコレート、塩
	ベーキングパウダー、乳化剤(大豆由来)、香料

※/(スラッシュ)で分ける場合

原材料名	小麦粉(国内製造)、バター、グラニュー糖、牛乳、卵、チョコレートチップ(砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、その他(乳成分を含む))、オレンジピール、チョコレート、塩/ベーキングパウダー、乳化剤(大豆由来)、香料
------	---

表示作成の流れ

⑨基準に従い一括表示を作成する。

名 称	洋菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、バター、グラニュー糖、牛乳、卵、チョコレートチップ(砂糖、乳糖、ココアバター、全粉乳、その他(乳成分を含む))、オレンジピール、チョコレート、塩
添加物	ベーキングパウダー、乳化剤(大豆由来)、香料
内 容 量	1個
消費期限	令和〇年〇月〇日
保存方法	直射日光、高温多湿を避け保存
製 造 者	(株)〇〇製菓 福島県福島市杉妻町2-16

※表示に用いる文字は、

○原則として日本産業規格に規定する8ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること

○表示可能面積が概ね150cm²以下のものにあつては、日本産業規格に規定する5.5ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること

○表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする

その他関連する法律

- 米トレーサビリティー法
米穀等の取引等の記録の作成、保存
産地情報の伝達
- 景品表示法
虚偽、誇大な表示の禁止
- 計量法
適正な計量の実施を確保

米トレーサビリティ法の概要

- 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



参考:農林水産省
パンフレット

伝達



産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品(注3)を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等(注4)又は商品の容器・包装への記載により、産地(注5)情報の伝達が必要です。

(注3) 取引等の記録の対象品目と同じ。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。)

(注4) 伝票等:伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

(注5) 産地:米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

◆事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要です。

ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください(※)。

また、外食店等(料理を提供する事業者)では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、食品表示法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

◆一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段

店内に産地情報を
掲示



産地情報については、
店員におたずね
ください。



店内に産地を
知ることが
できる方法
を掲示



メニューに
産地情報を記載



参考:農林水産省
パンフレット

小売店における一般消費者への産地情報伝達手段

○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。

＜一括表示欄への記載例＞

名称	米 羹
原材料名	うるち米(国産、〇〇国産、その他)、 食塩/調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を 避けて保存してください。
製造者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

いずれの
場所への
記載でも可

＜一括表示欄の枠外への記載例＞



- ①原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○ 産地情報を知ることができる方法により伝達する場合

Point! Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等にWebアドレスを記載。
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。

- ② 原料米の産地情報については
当社HPをご覧ください。
① <http://www.xxxxxxxxxx.xx.xx>

Point! 電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

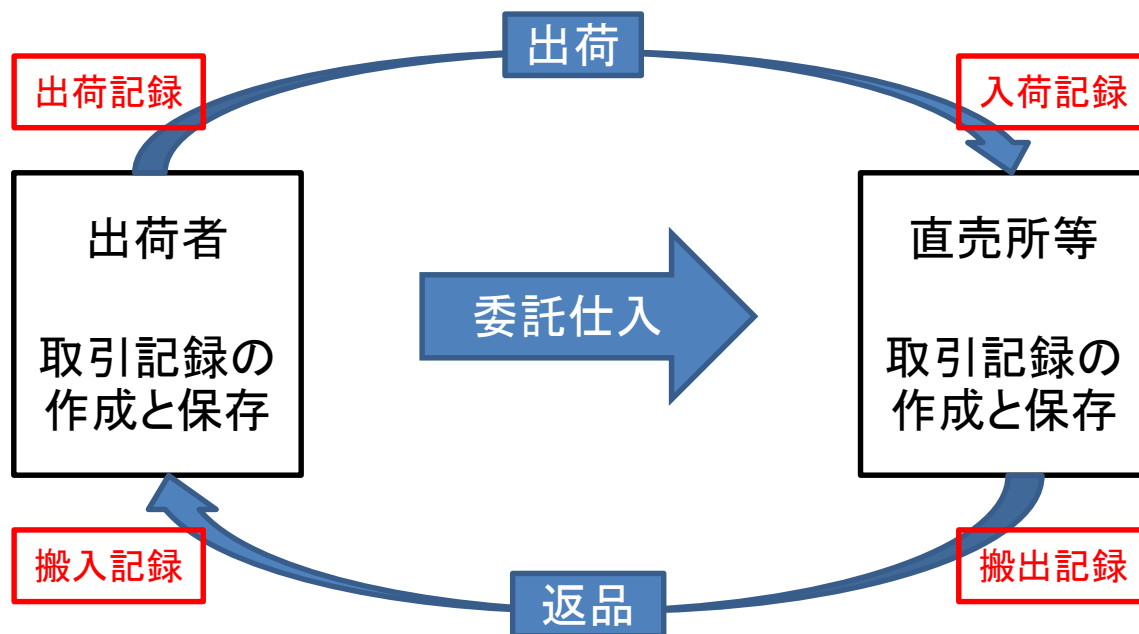
- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。

- ② 原料米の産地情報については
お客様相談窓口へお尋ねください。
① ☎0120-0000-0000

参考：農林水産省
パンフレット

直売所等における米の委託販売

- 直売所等が出荷者の委託を受け米穀等を販売する場合は、米穀等の出荷及び返品について記録が必要。
- 出荷者及び直売所等の双方で記録を作成する。



食品表示法(品質事項) 問合せ先

県中農林事務所指導調整課

TEL 024-935-1303

8:30~17:15



(土日祝日、12月29日
~1月3日を除く)

回答にはお時間をいただいております。
余裕をもって相談してください。